

## 【令和8年度版 小田原市に転入されたかたへ（保健事業のご案内）】

住民票の転入手続きに伴い、必要となる手続きがあります。忘れずにお手続きください。

### 妊娠中のかた（子ども若者支援課 子ども健康係 0465-46-7025）

- ▶すでに母子健康手帳の交付を受けたかたは、お持ちの母子健康手帳を引き続きご使用いただけます。
- ▶ただし、転入前の市区町村の妊婦・産婦健康診査費用補助券等は、小田原市に転入後は使用できませんので、小田原市の妊婦健康診査受診券・産婦健康診査費用補助券等を交付します。交付は予約制となりますので、「子ども若者教育支援センターはーもにい」（☎0465-46-6125）までご連絡ください。
- ▶お子さんがお生まれになったら、出生届とともに子ども若者支援課 子ども健康係へ出生連絡票を提出してください。転入前の市区町村の出生連絡票をお持ちの場合は、お持ちの出生連絡票をご提出ください。

～関連情報～

- 「健康カレンダー」2ページ

### こどもの健診（子ども若者支援課子ども健康係 0465-46-7025）

- ▶小田原市では、1か月児健診、4か月児健診、8～9か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施しています。
- ▶1か月児健診は妊娠届出時に交付、4か月児健診、8～9か月児健診は、お子さんが生後2か月のころに必要な書類を郵送しています。また、それ以外の健診は、対象月の前月に対象者へ通知をお送りしています。
- ▶「健康カレンダー」3ページで対象月をご確認いただき、転入前の市区町村で受診していない場合は、子ども若者支援課 子ども健康係までご連絡ください。
- ▶転入前の市区町村で受診済みの場合は、受診状況を子ども若者支援課 子ども健康係までご連絡ください。

～関連情報～

- 「健康カレンダー」3ページ

### こどもの予防接種（子ども若者支援課子ども若者相談係 0465-46-7037）

- ▶「健康カレンダー」4ページにあるこどもの予防接種は、接種日当日に小田原市に住民登録があり、対象年齢内であれば市の費用負担（無料）で接種を受けられます。
- ▶小田原市では、予診票は取扱医療機関にありますので、取扱医療機関（「健康カレンダー」10～11ページ）に直接予約の有無等をお問い合わせのうえ、母子健康手帳とマイナ保険証等住所確認ができるものをお持ちいただければ、接種を受けることができます。
- ▶小田原市外の医療機関で接種希望の場合は、子ども若者支援課 子ども若者相談係までご連絡ください。

～関連情報～

- 「健康カレンダー」4ページ

## 高齢者の予防接種（健康づくり課 保健医療係 0465-47-0828）

- ▶ 高齢者の定期予防接種は、肺炎球菌・インフルエンザ・新型コロナ・带状疱疹の4つを実施しています。
- ▶ 高齢者定期予防接種の概要は、健康カレンダー9ページで紹介しています。各予防接種の詳細は、市ホームページをご確認いただくか、健康づくり課 保健医療係までご連絡ください。
- ▶ 高齢者定期予防接種を希望される場合、転入された方は一部必要な手続きがあります。次のとおり、ご案内します。

### <接種券>

肺炎球菌・带状疱疹は、接種券が必要です。対象となる方で接種をご希望される場合は、健康づくり課 保健医療係までご連絡ください。

※インフルエンザ・新型コロナは、接種券はありません。手続き不要です。

### <予診票>

取扱医療機関にあります。個人宛てに送付はしておりません。

～関連情報～

■健康カレンダー：9ページ    ■市ホームページ：予防接種（QRコードはこちら→）



## 成人の健診・がん検診（健康づくり課 成人保健係 0465-47-4724）

- ▶ 「健康カレンダー」6～7ページにある健診・がん検診については、5月末に対象者へ受診券を送付しています。
- ▶ 対象となるかたで、転入前の市区町村で受診されていないかたに受診券を発行しますので、健康づくり課 成人保健係までご連絡ください。

～関連情報～

■「健康カレンダー」6～7ページ